



1 市民協働支援補助金について



(1) 補助金の目的

市民協働支援補助金は、市民団体や町内会などが行う市民協働の取り組みを支援するため、活動事業費の一部を補助する制度です。

その取り組みにより、市民のみなさんの自主的、自発的な活動を推進し、地域課題の解決や地域活性化につながる公益的な活動の促進を図ることを目的としています。

(2) 補助金を申請できる団体

- ① 民間の非営利組織で次の要件を満たす団体
 - ・ 市内に活動の拠点を置いていること
 - ・ 会則などがあり、構成員が5人以上であること
- ② 町内会などの地域自治組織

Point !
実施しようと考えている事業が自分たちだけの楽しみではなくまちづくりにどう貢献するかが事業採択のポイントです

(3) 補助金の対象となる事業

団体が新たにに取り組む事業、または既存の活動を拡充する事業で、次のいずれかに該当する事業

- ① 地域が抱える課題を解決するための事業
- ② 地域の特色を活かし、その魅力を高めるための事業
- ③ 地域の安全・安心を推進するための事業
- ④ 地域コミュニティの活性化を図るための事業
- ⑤ その他、市民協働に寄与すると認められる事業

地域とは、町内会単位ではなく、旧小学校区などの広がりを持った「地域」をイメージしており、より対象者が多くなる活動を想定しています。

既存の活動の拡充とは、(1) 事業の対象者の範囲を拡大すること (2) 活動方法や内容を拡充すること (3) 事業による波及効果が従来より広い地域に拡大する見込みのあることをいいます。

(4) 補助対象経費

- 旅費、事務費、委託費、謝礼などで合計10万円以上のもの
- ※備品の購入、工事・修繕は対象になりません。
- ※団体の構成員に対する謝礼、旅費は対象になりません。

既存の事業を拡充する場合、既存事業分に補助金を充当することはできません。

(5) 補助金の額、補助率

事業区分	補助率	補助金額の上限
新規事業（初年度）	2/3以内	20万円
拡充事業	1/2以内	15万円
継続事業	1/2以内	10万円

※継続事業は新規事業開始年度の翌々年度までとします。

(6) 補助金の対象にならない事業

- ①政治、宗教活動を目的としている。
- ②他の団体からの補助または市の別の補助金を受けている。
- ③他の団体を補助する事業
- ④事業の効果が特定の地域、個人、団体にしか得られない。
- ⑤単に趣味的な活動
- ⑥施設や備品の整備を目的にしている。
- ⑦団体が既に行なったことがある事業
- ⑧単発のイベントなど、一過性で事業の継続が見込まれないもの など

事業の効果が特定の地域、個人、団体にしか得られない活動とは、対象者を申請団体の会員のみとする事業や、実施した結果が特定の町内だけにしか効果を発揮しない事業です。

(7) 申請について

①必要書類

補助金交付申請書、事業計画書、収支予算書、団体の会則や規約、構成員名簿

②提出先

小千谷市観光交流課（小千谷市役所分庁舎内）

③申請締切

6月25日（金）

(8) 対象となる事業の例

- ・「小千谷市市民との協働ガイドライン」に沿った自主的な地域活動の実施
- ・少子化や高齢化などの課題を認識するための学習会の開催
- ・地域の歴史、伝統、特産をPRするための活動
- ・地域の企業と連携したまちづくり、環境活動



2 審査について



●日程

(1) 申請書類の事前確認

観光交流課内で申請書の整理、確認を行います。

※ここで書類の不備等があれば修正していただきます。

(2) 審査

下記基準により、事業の優先順位をつけて交付決定を行います。

●基準

- ① 事業の効果 ・ ・ ・ 目的とする事業成果や効果が期待できるか
- ② 公益性の実現 ・ ・ ・ 広く市民への利益の還元が期待できるか
- ③ 課題の把握の的確性 ・ ・ ・ 市民ニーズや地域課題を的確にとらえているか
- ④ 実現性 ・ ・ ・ 実施体制が整っており無理のない事業構成か
- ⑤ 新規または拡大 ・ ・ ・ 課題解決に向けた新たな事業化、あるいは既存の事業を改善してより効果的な内容か
- ⑥ 経費の適正性 ・ ・ ・ 経費の積算は適正か
- ⑦ 期待値 ・ ・ ・ 全体を通して、今後の発展が期待できる事業か

※上記の7項目に対して、5段階で評価します

※7項目×5点満点＝35点満点中、6割以上（21点以上）の基準を満たすこととします※最終的な補助金決定額の割り振りは、合計点数をもとに、より効果的と判断された事業を優先して決定します

※審査後の点数等に関してはお答えできませんので、ご了承ください



3 審査後の流れについて



【審査結果の通知】

審査終了後、速やかに審査結果を公表するとともに、採択可否の理由やアドバイス等を添えて、申請者へ文書にてご連絡します。

【事業採択になった場合】

計画通り、事業を実施してください。なお、途中で事業計画が大幅に変更になる場合や事業の実施が不可能になった場合は、すぐに観光交流課までご連絡ください。

【事業の広報】

採択された場合、広報おぢや、市ホームページ及び SNS 等で広報しますのでご了解ください。また、事業の実施状況は、申請者からもインターネットや SNS を通じて準備段階から広報していただきます。市内外からの参加者を広く求める事業については、特に事前の広報が重要ですので、余裕を持った日程・スケジュールとしてください。

【事業完了後】

事業が完了したら、必要書類をそろえて実績報告書を提出していただきます。書類が整い事業完了の確認ができた後、補助金のお支払いとなります。

【事業成果報告会の開催】

「事業成果報告会」の開催を予定しています。補助金を活用いただいた団体から出席いただき、どのような事業を行ってどんな成果があったのか事業報告をしていただきます。

【お問い合わせ先】

小千谷市観光交流課地域振興係

担当： 安達・新保

住所：小千谷市城内 1-13-20

TEL：83-3512 FAX：83-0871

E-mail：chiiki@city.ojya.niigata.jp